

プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業・Q&A

No.	分野	項目	質問	回答
1	共通	補助事業期間	補助事業期間は令和8年2月末迄となっていますが、2月末までに設備が納入されればよいと考えてよいですか。	令和7年度中に補助金を交付するため、2月末までに、①設備の設置、②試運転の実施、③財団による検収の手続きまで完了する必要があります。
2	共通	補助率	補助率は、事業者の規模によって変わるのでしょうか。	本補助事業は、事業者の規模にかかわらず、2分の1の補助率となっております。
3	共通	スケジュール	補助事業期間が始まる「交付決定日」は、最短でいつ頃になる予定でしょうか。	今回の公募期間は6月末までとなっております。その後、財団内部で申請内容を確認し、採択の手続きに入ります。採択を受けた申請者の方に「交付申請」の手続きをしていただき、最終的に財団から「交付決定」を行うのは8月中の予定です。なお、 <u>「交付決定」前に装置の発注を行ってしまうと、補助対象にならなくなりますので十分ご注意ください。</u>
4	共通	申請単位	複数の装置を複数の事業所で導入する予定です。一つの申請書で申し込めますか。	複数の装置を複数の事業所で申請を希望する場合は、それぞれの事業所で申請書類を作成し提出してください。
5	共通	申請単位・申請方法	自社での年間の受入廃車台数がそれほど多くないため、周辺の中小規模の解体業者間で、1台の移動式破碎機を共同で使用することを検討しています。そのような場合でも申請は可能でしょうか。	事業計画や破碎機の使用目的が、本補助事業の趣旨に合致している場合、申請は可能です。ただし、複数事業者が共同で補助金を申請することは認められないため、「①代表企業1社が申請する」、若しくは「②所属する業界団体・組合等が代表して申請する」のいずれかの方法で申請してください。また、使用する予定の事業者のリストや保管場所の詳細を、申請時にご提出下さい。

No.	分野	項目	質問	回答
1	破碎設備	補助対象経費	再生プラスチック原料の品質向上のため、破碎設備の後工程として、洗浄や比重選別、金属除去の設備などをつけることを検討していますが、それらも補助対象となる可能性はありますか。	再生プラスチック原料の品質の向上を目的として、一体的な処理フローとして破碎後に洗浄や異物の選別のための工程を追加する場合、本補助事業の対象となる可能性がありますので、財団までご相談ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての装置が補助対象にならない可能性もあります。（※既に導入されている設備や発注済みの設備は、補助の対象外となります。）
2	破碎設備	補助対象経費	破碎施設の設置にあたり、自治体の条例手続きが必要になるのですが、自治体への申請に係る経費は補助対象となりますか。	自治体への申請等に係る経費は補助対象外です。
3	破碎設備	申請金額の上限	破碎機の申請金額に、上限はありますか。	本補助事業では、破碎機の申請の上限金額の目安を、1,500万円/社程度と想定しております（補助率：1/2、補助金額上限：750万円/社程度）。ただし、補助対象の選定時には、予定している処理対象物及び予定処理量に対する、破碎機のスペックの妥当性は確認させていただきます。
4	破碎設備	申請台数の上限	破碎設備の申請台数に上限はありますか。	申請台数に制限はございません。複数の設備の申請を希望される場合は、上記の上限金額の目安を参考にして申請してください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての装置が補助対象にならない可能性もあります。複数の破碎設備を申請される際は、希望度・優先順位の高い順番に記載してください。
5	破碎設備	資源回収インセンティブ制度に係る提出書類	本補助金は、コンソーシアムを形成しており、資源回収インセンティブ制度に参加する事業者が対象だと思いますが、今年度はコンソーシアム契約の締結が申請期間に間に合わない見込みです。その場合はどのような書類を提出すればよいでしょうか。	今年度の補助金申請時には、まずは「資源回収インセンティブ制度_審査申込書」の写し、若しくは、提出予定の審査申込書の案をご提出し、正式に提出した段階で審査申込書の写しをご提出下さい。コンソーシアム基本契約書や、インセンティブ契約書（委託契約）の写しは、後日、締結できた段階で財団までご提出下さい。
6	破碎設備	補助対象事業者	破碎業の許可業者も、補助金を申請することはできますか。	例えば複数の解体業者と破碎業者がコンソーシアムを形成し、資源回収インセンティブ制度において、解体業者から集約したバンパー等を破碎業者が破碎する場合、当該破碎機は本補助事業の対象となる可能性がありますので、財団までご相談ください。（※破碎業者が設置する解体自動車のシュレッダー破碎機及び付属設備は本補助事業の対象外です。）